

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則等の一部を改正する省令案 新旧対照条文

(傍線部分は改正部分)

○エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和五十四年通商産業省令第七十四号)

改 正 案	現 行
<p>(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例等)</p> <p>第五十七条 第五条の届出書、第五条の三の申出書、第六条第四項の申請書、第六条の三の届出書、第六条の四第三項の申請書、第六条の六の届出書、第七条の申出書、第八条第三項の申請書、第九条の届出書、第十一条第三項の申請書、第十三条(第二十二條において準用する場合を含む。)の届出書、第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十一条の申出書、第二十二条の三の届出書、第二十二条の五の申出書、第二十六条の報告書、第四十二条の届出書、第四十四条の申出書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書(以下「届出書等」という。)を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)(以下「情報通信技術利用法」という。)第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。この項において同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報組織をいう。)を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければ</p>	<p>(電子情報処理組織による届出書等の提出に係る特例)</p> <p>第五十七条 第五条の届出書、第五条の三の申出書、第六条第四項の申請書、第六条の三の届出書、第六条の四第三項の申請書、第六条の六の届出書、第七条の申出書、第八条第三項の申請書、第九条の届出書、第十一条第三項の申請書、第十三条(第二十二條において準用する場合を含む。)の届出書、第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十一条の申出書、第二十二条の三の届出書、第二十二条の五の申出書、第二十六条の報告書、第四十二条の届出書、第四十四条の申出書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書(以下この条において「届出書等」という。)を提出しようとする者は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第一百五十一号)第三条第一項の規定に基づき電子情報処理組織(経済産業大臣の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報組織をいう。)を使用して提出をするときは、経済産業大臣の定めるところにより、提出しようとする者の使用に係る電子計算機であつて経済産業大臣が定める技術的基準に適合するものから入力しなければならない。この場合において、経済産</p>

ならない。この場合において、経済産業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第十五条の計画書、第十七条の報告書、第二十六条の報告書、第四十五条の計画書及び第四十六条の報告書（以下この項及び次条において「報告書等」という。）を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主は、当該報告書等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により提出するときに記載すべきこととされている事項、次条第二項の規定により付与された識別符号並びに当該特定事業者等及び当該特定荷主がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次項において「設定暗証符号」という。）を、特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力して、当該報告書等を提出しなければならない。

3 報告書等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであつて、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、次条第二項の規定により付与される識別符号及び設定暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告書等を提出しようとする特定事業者等及び特定荷主の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

業省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年経済産業省令第八号）第三条第三項の規定は適用しない。

（新設）

（新設）

(事前の届出等)

第五十八条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等及び報告書等を提出しようとする者は、様式第二十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十四又は様式第二十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

(事前の届出等)

第五十八条 前条の電子情報処理組織を使用して同条の規定による届出書等を提出しようとする者は、様式第二十三の電子情報処理組織使用届出書を当該者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長又は当該者が設置している工場等の所在地を管轄する経済産業局長（以下この条において「所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2 所轄経済産業局長は、前項の届出書を受理したときは、当該届出をした者に識別符号及び暗証符号を付与するものとする。

3 第一項の届出をした者は、届け出た事項に変更があつたとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第二十四又は様式第二十五によりその旨を所轄経済産業局長に届け出なければならない。

様式第 2 3 (第 5 8 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住所
(てまりがな)
法人名

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 5 8 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 5 条の 3 の申出、第 6 条第 4 項の申請、第 6 条の 3 の届出、第 6 条の 4 第 3 項の申請、第 6 条の 6 の届出、第 7 条の申出、第 8 条第 3 項の申請、第 9 条の届出、第 1 1 条第 3 項の申請、第 1 3 条の届出 (第 2 2 条において準用する場合を含む。)、第 1 5 条の提出、第 1 7 条の報告、第 2 1 条の申出、第 2 2 条の 3 の届出、第 2 2 条の 5 の申出、第 2 6 条の報告、第 4 2 条の届出、第 4 4 条の申出、第 4 5 条の提出、第 4 6 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

特定排出者番号									
特定事業者番号 (特定連鎖化事業者番号)									
特定荷主番号									
特定輸送事業者指定番号									

様式第 2 3 (第 5 8 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用届出書

殿

年 月 日

住所

法人名

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 5 8 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 5 条の届出、第 5 条の 3 の申出、第 6 条第 4 項の申請、第 6 条の 3 の届出、第 6 条の 4 第 3 項の申請、第 6 条の 6 の届出、第 7 条の申出、第 8 条第 3 項の申請、第 9 条の届出、第 1 1 条第 3 項の申請、第 1 3 条の届出 (第 2 2 条において準用する場合を含む。)、第 1 5 条の提出、第 1 7 条の報告、第 2 1 条の申出、第 2 2 条の 3 の届出、第 2 2 条の 5 の申出、第 2 6 条の報告、第 4 2 条の届出、第 4 4 条の申出、第 4 5 条の提出、第 4 6 条の報告に係る電子情報処理組織の使用について届け出ます。

作成担当者連絡先

<small>(ふりがな)</small> 所在地	〒
事業所名	
所属部課	
<small>(ふりがな)</small> 氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 2 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 3 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第24（第58条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年 月 日

住所

法人名

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第58条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

特定排出者番号									
特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）									
特定荷主番号									
特定輸送事業者指定番号									

様式第24（第58条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用変更届出書

殿

年 月 日

住所

法人名

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第58条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定に基づいて届け出た電子情報処理組織の使用について、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

変更事項

変更前

変更後

作成担当者連絡先

(ふりがな) 所在地	〒
事業所名	
所属部課	
(ふりがな) 氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 2 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 3 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

様式第 2 5 (第 5 8 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年 月 日

住所

法人名

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 5 8 条第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

1 識別符号

2 暗証符号

作成担当者連絡先

特定排出者番号									
特定事業者番号(特定連鎖化事業者番号)									
特定荷主番号									
特定輸送事業者指定番号									

様式第 2 5 (第 5 8 条関係)

※受理年月日	
※処理年月日	

電子情報処理組織使用廃止届出書

殿

年 月 日

住所

法人名

代表者の役職名

代表者の氏名

印

エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則第 5 8 条第 3 項の規定に基づき、電子情報処理組織の使用の廃止について、以下の事項を届け出ます。

1 識別符号

2 暗証符号

作成担当者連絡先

(ふりがな) 所在地	〒
事業所名	
所属部課	
(ふりがな) 氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

- 備考
- 1 特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
 - 2 特定事業者番号（特定連鎖化事業者番号）及び特定荷主番号の欄には、別途経済産業大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 3 特定輸送事業者指定番号の欄には、別途国土交通大臣が付した番号がある場合に記載すること。
 - 4 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

所在地	〒
事業所名	
所属部課	
氏名	
電話	
F A X	
メールアドレス	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。